

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪府役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

規 則	
○宿日直手当支給規則の一部を改正する規則	3
○大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	4
企業管理規程	
○大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程	4
○大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程	5
告 示	
○落札者等の公示	6
○落札者等の公示	6
○落札者等の公示	7
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府中央公会堂)	7
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府設住吉霊園ほか4施設)	8
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府立扇町通地下駐車場及び大阪府立鞆地下駐車場)	8
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府立大阪駅前地下駐車場ほか2施設)	9
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府立長堀通地下駐車場ほか3施設)	9
○指定管理者を指定した旨の公告(舞洲運動広場及び舞洲野球場)	9
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪港咲州トンネル)	10
○指定管理者を指定した旨の公告(大阪府立城東区民ホール)	10
○大阪城天守閣の供用時間の変更の承認	11
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	11
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に関する公告	13
○大阪府個人情報保護条例施行規則に基づく市長が定める法人又は団体	15
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	16
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	17
○認定特定非営利活動法人の認定に関する公示	18
○決算の要領	19
○予算の要領	24

寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	33
道路の位置指定	33
建築基準法に基づく違反建築物に対する措置命令	34
総合評価一般競争入札の執行（大阪市臨時福祉給付金支給事業等に関する労働者派遣業務）	34
平成25年大阪市告示第1694号（民生委員・児童委員の定数）の廃止	37
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	37
土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	39
放置自動車の処理	40
道路法違反物件の除却	41
大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定	42
消防法に基づく火災予防措置命令	42
大阪市立美術館の臨時休館の承認	42
大阪市立自然史博物館の臨時開館の承認	43
公 告	
出資法人等の個人情報保護措置の実施状況の公表	44
一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払い等）	45
一般競争入札の執行（古新聞等の売払い）	48

公布された規則のあらまし

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 宿日直手当が支給される場合を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成27年3月13日）から施行することにしました。
（平成27年大阪市規則第18号 人事室給与課）

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 市営住宅附帯駐車場の使用料及び保証金の金額を定め、使用料の納付期限を改めることにしました。
- 2 この規則は、平成27年4月1日から施行することにしました。
（平成27年大阪市規則第19号 都市整備局住宅部管理課）

公布された規程のあらまし

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程

1 交通局企業職員の平成27年3月の給料月額について、交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し相当の理由があると認める場合における特例額を定めました。

2 この規程は、平成27年3月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市交通事業管理規程第5号 交通局経営管理本部職員部労務課)

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

1 交通局に勤務する特定任期付企業職員の平成27年3月の給料月額について、交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し相当の理由があると認める場合における特例額を定めました。

2 この規程は、平成27年3月1日から施行することにしました。

(平成27年大阪市交通事業管理規程第6号 交通局経営管理本部職員部労務課)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

大阪市規則第18号

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則（平成3年大阪市規則第98号）の一部を次のように改正する。

第5条中「場合とは」を「場合とは、部長級の職にある職員（危機管理室に所属する者に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大阪市規則第19号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

目次中「第28条の7」を「第28条の9」に改める。

第28条の7を第28条の9とし、第28条の6を第28条の8とする。

第28条の5中「その月の6日（その）」を「、1月から11月までの各月にあつてはその月の末日、12月にあつては翌年の1月4日（これらの）」に改め、同条を第28条の6とし、同条の次に次の1条を加える。

（保証金）

第28条の7 条例第53条の10第1項の規定による保証金は、3月分の使用料に相当する金額とする。

第28条の4の次に次の1条を加える。

（使用料）

第28条の5 使用料の月額は、12,600円とする。ただし、別表第3の左欄に掲げる駐車場の同表の中欄に掲げる数の区画の使用料の月額は、同表の右欄に定める額とする。

第30条中「第28条の2」を「第28条の2、第28条の5及び第28条の7」に改め、同条の表第6条第2項、第28条の3、第28条の5、第28条の6第2項ただし書及び第29条の項中「第28条の5、第28条の6第2項ただし書」を「第28条の6、第28条の8第2項ただし書」に改め、同表第28条の6第1項の項中「第28条の6第1項」を「第28条の8第1項」に改め、同表第28条の7の項中「第28条の7」を「第28条の9」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第28条の5関係）

名 称	区画数	使用料月額
		円
鳴野2	2	11,550
加美長沢	1	11,550

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

企 業 管 理 規 程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年2月27日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第5号

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程
の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程（平成26年
大阪市交通事業管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 大阪市交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し、経営見
通しの好転など相当の理由があると認める場合における給与規程別表第1か
ら別表第3までの規定の適用を受ける職員（再任用職員その他別に定める者
を除く。）の給料の月額は、平成27年3月分に限り、第1条の規定にかかわ
らず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を同条に定
める額に加えた額とする。この場合における第2条の規定の適用については、
同条中「前条」とあるのは「前条及び附則第2項」とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 第1条第1号に掲げる職員 | 100,000円 |
| (2) 第1条第2号に掲げる職員 | 75,000円 |
| (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 | 50,000円 |

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

(平27. 2. 27揭示済)

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程
の一部を改正する規程を公布する。

平成27年2月27日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第6号

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に
関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程
（平成24年大阪市交通事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 大阪市交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し、経営見
通しの好転など相当の理由があると認める場合における規程第2条第1項に
規定する特定任期付企業職員（別に定める者を除く。）の給料の月額は、平
成27年3月分に限り、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額に100,000
円を加えた額とする。この場合における第2条の規定の適用については、同
条中「前条」とあるのは「前条及び附則第4項」とする。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

(平27.2.27揭示済)

告 示

大阪市告示第299号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

契約担当(所在地)

調達件名、数量及び調達方法 契約方式 落札決定日(随意契約の場合は契約日) 契約相手方 落札金額(随意契約の場合は契約金額)

入札公告日又は公示日 随意契約の場合はその理由

経済戦略局総務部総務課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルOs棟南館4階)

朝鮮通信使資料(大阪歴史博物館)買入 随意 平成26年12月19日

公益財団法人大阪市博物館協会(大阪市中央区大手前4丁目1番32号)

193,300,000円 政府調達に関する協定第15条第1項(b)

(経済戦略局総務部総務課)

大阪市告示第300号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

契約担当(所在地)

調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 契約方式 落札決定日(随意契約の場合は契約日) 落札者(随意契約の場合は契約相手方) 落札金額(随意契約の場合は契約金額) 入札公告日又は公示日 随意契約の場合はその理由

契約管財局契約部契約制度課(大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号)

電子調達システムサーバ機器等長期借入【再リース】 随意 平成27年2月6日 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社(東京都港区芝浦1丁目2番3号) 38,040,894円 政府調達に関する協定

第15条第1項(b)

(契約管財局契約部契約制度課)

大阪市告示第301号

次のとおり落札者等について公示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量(予定数量)及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札告示日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎建設局総務部経理課(大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟6階)

①住之江抽水所で使用する電気(その3) 2,388,847kWh ②一般 ③平成27年1月16日 ④(株)F-Power(東京都港区六本木一丁目8番7号) ⑤49,254,977円 ⑥平成26年11月7日

(建設局総務部経理課)

大阪市告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公会堂条例(昭和26年大阪市条例第73号)第15条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 施設の名称

大阪市中心公会堂

2 指定管理者

東京都千代田区永田町2丁目13番5号

サントリーパブリシティサービスグループ

構成員 サントリーパブリシティサービス株式会社

一般財団法人 大阪市教育振興公社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(経済戦略局文化部文化課)


大阪市告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市設住吉霊園ほか4施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市設霊園条例（昭和24年大阪市条例第32号）第20条の24の規定により公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 施設の名称

大阪市設住吉霊園

大阪市設千躰霊園

大阪市設平野霊園

大阪市設松原霊園

大阪市立加美霊園

2 指定管理者

大阪府中央区南船場1-16-13

一般財団法人環境事業協会

3 指定期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

(環境局事業部事業管理課)

**大阪市告示第304号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立扇町通地下駐車場及び大阪市立靱地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定管理者

大阪市西淀川区柏里2丁目4番1号

野里電気工業株式会社

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

(建設局管理部管理課)



大阪市告示第305号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立大阪駅前地下駐車場、大阪市立安土町地下駐車場及び大阪市立谷町筋地下駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定管理者
東京都千代田区有楽町2丁目7番1号
タイムズ24株式会社
- 2 指定の期間
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立長堀通地下駐車場、大阪市立東長堀地下駐車場、大阪市立東長堀バス駐車場及び大阪市立長堀バス駐車場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）第19条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定管理者
東京都千代田区有楽町2丁目7番1号
タイムズ24株式会社
- 2 指定の期間
平成27年4月1日から平成31年3月31日まで

（建設局管理部管理課）

大阪市告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

施設の名 称	指定管理者	指定の期間
舞洲運動広場	大阪市東住吉区長居公園1丁目1番 一般社団法人 セレッソ大阪スポーツクラブ	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで
舞洲野球場	大阪市中央区北浜4丁目1番23号 ミズノグループ 構成員 美津濃株式会社 南海ビルサービス株式会社 日本パナユーズ株式会社 株式会社ウエルネスサプライ	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）第25条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

施設の名 称	指定管理者	指定の期間
大阪港咲洲トンネル	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号 阪神高速グループ連合体 構成員 阪神高速道路株式会社 阪神高速技術株式会社 阪神高速パトロール株式会社	平成27年4月1日 から平成32年3月 31日まで

(港湾局計画整備部施設管理担当)

大阪市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立城東区民ホールについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

施設名	指定管理者	指定の期間
大阪市立城東区民ホール	大阪市西区京町堀一丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	平成27年4月1日 から平成28年 3月31日まで

(城東区役所市民協働課)

大阪市告示第310号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例（昭和24年条例第59号）第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

月 日	供 用 時 間
平成27年3月21日（土・祝）から 4月5日（日）まで	午前9時から午後7時まで
平成27年4月25日（土）から 5月10日（日）まで	午前9時から午後6時まで

(経済戦略局文化部文化課)

大阪市告示第311号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ライフ阿波座駅前店
大阪市西区西本町3丁目41他
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては代表者の氏名

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役 岩崎 高治
東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年10月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,089㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物地下1階西側	14台
建物1階東側（自動二輪車）	2台
合計	16台（うち自動二輪車2台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物1階北側	32台
建物1階西側	38台
建物1階北側（原動機付自転車）	8台
合計	78台（うち原動機付自転車8台）

③ 荷さばき施設の面積

66㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

10.0m³

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ライフコーポレーション	午前7時	翌午前2時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前2時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成27年2月26日

3 届出及び添付書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
 - ① 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課
大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階
 - ② 大阪市西区役所市民協働課
大阪市西区新町4丁目5番14号 大阪市西区役所4階
 - (2) 期間
平成27年3月13日(金)から同年7月13日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)
 - (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
平成27年7月13日(月)
 - (2) 提出先
上記3(1)と同じ
- (経済戦略局産業振興部地域産業課)

大阪市告示第312号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ABC-MART梅田ビル
大阪市北区茶屋町1番27号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 常陰 均
東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
- (3) 変更事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社エービーシー・マート	午前11時	午後9時
エイチ・アンド・エムヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン 株式会社	午前11時	午後9時
株式会社OPA	午前11時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社エービーシー・マート	午前11時	午後9時
エイチ・アンド・エムヘネス・ アンド・マウリッツ・ジャパン 株式会社	午前11時	午後9時
株式会社OPA	午前11時	午後9時
	午前8時30分	午後10時30分(注1)
	午前10時	午後10時(注2)

(注1) 午前8時30分開店、午後10時30分閉店とするのは一部区画の店
舗のみ

(注2) 午前10時開店、午後10時閉店とするのは一部区画の店舗のみ

(4) 変更年月日

平成27年2月27日

2 届出年月日

平成27年2月26日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館4階

(2) 期間

平成27年3月13日(金)から同年7月13日(月)まで(日曜日、土曜日
及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成27年7月13日(月)

(2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部地域産業課)

大阪市告示第313号

大阪市個人情報保護条例施行規則（平成7年大阪市規則第69号）第25条第1項の規定により、市長が定める法人又は団体を次のとおり告示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

法人名	所在地
(公財) 大阪国際交流センター	天王寺区上本町8丁目2番6号
(株) 大阪城ホール	中央区大阪城3番1号
(公財) 大阪市博物館協会	中央区大手前4丁目1番32号
(公財) 大阪科学振興協会	北区中之島4丁目2番1号
(一財) 大阪国際経済振興センター	住之江区南港北1丁目5番102号
アジア太平洋トレードセンター(株)	住之江区南港北2丁目1番10号
(株) 大阪市開発公社	中央区船場中央2丁目3番6-401号
(一財) 大阪市男女共同参画のまち創生協会	天王寺区上汐5丁目6番25号
(株) 湊町開発センター	浪速区湊町1丁目4番1号
(一財) 大阪市環境保健協会	中央区大手前2丁目1番7号
(公財) 大阪市救急医療事業団	西区新町4丁目10番13号
大阪市住宅供給公社	北区天神橋6丁目4番20号
大阪地下街(株)	北区小松原町2番4号
クリスタ長堀(株)	中央区南船場4丁目長堀地下街8号
(一財) 都市技術センター	中央区船場中央2丁目2番5-206号
大阪港埠頭(株)	住之江区南港北2丁目1番10号
大阪港埠頭ターミナル(株)	港区港晴5丁目1番12号
大阪港木材倉庫(株)	住之江区平林南1丁目1番50号
(株) 大阪港トランスポートシステム	住之江区南港東4丁目10番108号
大阪シティバス(株)	西区九条南2丁目34番3号
(株) 大阪メトロサービス	西区九条南2丁目34番3号
(株) 大阪水道総合サービス	中央区大手前1丁目7番31号
(一財) 大阪市教育振興公社	中央区船場中央4丁目1番10-203号
(公財) 大阪国際平和センター	中央区大阪城2番1号
(社福) 大阪市社会福祉協議会	天王寺区東高津町12番10号

※ 平成26年10月1日現在

(市民局ダイバーシティ推進室人権企画課)

大阪市告示第314号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年1月27日
申請書を受理した日	平成27年2月23日
名 称	NPO法人大阪司法被害者連絡会
代表者の氏名	早瀬 博
主たる事務所の所在地	大阪市西成区太子2丁目1番2号
定款に記載された目的	<p>会設立まで、我が国においては司法権力者から受けた被害を集約する当事者機関が存在をしなかった。</p> <p>そのために、多くの被害者は連帯をする機会もなく、個別に闘い、あるいは泣き寝入りを余儀なくされた。</p> <p>ここに、被害者が当事者となって互いに支えあい、また新たに生み出される被害者の状況把握と、その救援活動をおこなう組織の誕生を宣言する。</p> <p>私たちは、司法権力者に奪われ、蹂躪された人権を回復しその保持をめざす。（日本国憲法第12条前段 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。）</p> <p>現在、警察行政や刑事収容施設（拘置所・刑務所等）で市民が違法行為を受けている事例が存在するため、社会から当該行為の被害者への支援が必要とされているので、当該被支援者の国籍・年齢・性別等を問わずこれを支援し、実態を世界へ発信する。</p> <p>また、刑事収容施設（拘置所・刑務所等）からの出所者の再犯率が高い一因として、社会での生活基盤が脆弱であることを鑑み、当該出所者への適切な社会復帰への生活再建を支援する。</p> <p>上記の被支援者には少なからずの比率で薬物依存</p>

	者等が含まれるため、その治療をうながす支援をおこなう。 さらに、人権擁護活動全般を担保する為、平和活動・地域貢献活動をおこなう他団体等と連携する。 以上の事をもって明るい社会の実現の一助となることを事業の目的とする。
申請のあった年月日	平成26年12月26日
申請書を受理した日	平成27年2月24日
名 称	特定非営利活動法人Happy Family Company
代表者の氏名	松尾 有加
主たる事務所の所在地	大阪市北区国分寺2丁目2番41号
定款に記載された目的	この法人は、次世代を担う若者の健全な育成およびその手法の確立を目指し、次世代を担う若者を主とした不特定多数の人に対して、個人の自立を促進する環境を提供するとともに、それらと企業および政府・地方公共団体との協働を図ることで、広く社会全体の利益を増進するための教育手法の確立に寄与することを目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第315号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局区政支援室市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成27年2月2日
申請書を受理した日	平成27年2月24日
名 称	特定非営利活動法人Homedoor
代表者の氏名	川口 加奈
主たる事務所の所在地	大阪市北区中崎西1-4-22 梅田東ビル207
定款に記載された目的	この法人は、経済的貧困や社会的孤立を抱えてい

る人、特に、ホームレスの人又はホームレスになるおそれのある人で自ら生活を向上させていこうという意思のある者（以下「生活困窮者等」という）に対し、日常生活及び就労における支援事業を通じて、その生活の向上、地域における人間関係の再構築及び職業能力の開発を行う。また、その適性や能力をいかした地域の環境整備事業やまちづくり事業を通じて、その雇用機会を拡充すると同時に、誰もが住みやすいまちづくりの推進に寄与する。また、ホームレスを生み出す社会構造を見直し、誰もがホームレスにならずに安定した生活を営むことのできる社会を実現するため、広く啓発事業及び学習事業を行い、共に生きる社会の基盤を構築する。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)



大阪市告示第316号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第44条第1項の規定により、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)として認定したので、同法第49条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年3月13日

大阪市長 橋下 徹

名 称	特定非営利活動法人福祉医療建築の連携による住居改善研究会
代 表 者 の 氏 名	馬場 昌子
主たる事務所の所在地	大阪府中央区平野町1丁目2-3
認 定 の 有 効 期 間	自平成27年2月20日 至平成32年2月19日
定款に記載された目的	高齢者や障害者が自宅において安全で快適な生活を営むには、福祉、医療、保健、建築など関連する職種、職能の専門家が連携して、住い方や福祉サービスの利用などのソフトの面および住宅の改造などのハードの面を合せた住居改善の活動に取り組むことが重要である。高齢者、障害者が安全で快適な社会生活を送ることができるかどうかは、基本的人権に関わる問題ととらえ、各分野の専門家が連携して住居改善についての活動ならびに関

連する活動に取り組むことにより、多くの人たちの
福祉の増進に寄与することを本会の目的とする。

(市民局区政支援室市民活動支援担当)

大阪市告示第317号

平成27年2月24日開議の市会本会議において認定を経た決算の要領は、次の
とおりである。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

平成26年度大阪市市民病院事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

1. 医業収益

(1) 入院収益	13,334,368,943		
(2) 外来収益	4,235,743,271		
(3) 一般会計負担金	373,203,000		
(4) その他医業収益	<u>247,123,919</u>	18,190,439,133	円

2. 医業費用

(1) 給与費	10,370,836,314		
(2) 材料費	4,682,073,002		
(3) 経費	4,266,073,242		
(4) 減価償却費	1,813,487,400		
(5) 研究研修費	<u>36,438,572</u>	<u>21,168,908,530</u>	
医業損失			2,978,469,397 円

3. 医業外収益

(1) 受取利息及び配当金	357,663		
(2) 一般会計補助金	2,224,150,000		
(3) 長期前受金戻入	867,743,717		
(4) その他医業外収益	<u>273,684,468</u>	3,365,935,848	

4. 医業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	600,095,448		
(2) 繰延勘定償却	47,240		
(3) 雑損失	<u>656,524,353</u>	<u>1,256,667,041</u>	<u>2,109,268,807</u>
経常損失			869,200,590

5. 特別利益

(1) その他特別利益	<u>6,179,584,806</u>	<u>6,179,584,806</u>	<u>6,179,584,806</u>
-------------	----------------------	----------------------	----------------------

6. 特別損失

(1) その他特別損失	<u>1,233,839,629</u>	<u>1,233,839,629</u>	<u>1,233,839,629</u>
当年度純利益			4,076,544,587
前年度繰越欠損金			<u>18,075,048,796</u>
当年度未処理欠損金			<u>13,998,504,209</u>

平成26年度大阪市市民病院事業剰余金計算書

(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

	資本金		剰余金						利益剰余金			資本合計	
	自己資本	借入資本	再評価積立金	受贈財産評価額	国庫補助金	府補助金	工事負担金	その他資本剰余金	寄付金	資本剰余金合計	未処分損失		利益剰余金合計
前年度末残高	13,861,678,440	53,719,227,596	52,995,813	186,249,631	246,858,865	523,594,609	19,410,000	30,629,950,016	25,257,143	31,684,316,077	18,075,048,796	18,075,048,796	81,190,173,317
前年度処分額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処分後残高	13,861,678,440	53,719,227,596	52,995,813	186,249,631	246,858,865	523,594,609	19,410,000	30,629,950,016	25,257,143	31,684,316,077	18,075,048,796	18,075,048,796	81,190,173,317
当年度変動額	0	△53,719,227,596	0	174,211,342	240,324,865	523,594,609	19,410,000	29,301,351,891	15,257,143	30,274,149,850	4,076,544,587	4,076,544,587	79,916,832,859
会計基準の見直しに伴う会計処理	0	△53,719,227,596	0	174,211,342	240,324,865	523,594,609	19,410,000	29,301,351,891	15,257,143	30,274,149,850	0	0	△83,993,377,446
当年度純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,076,544,587	4,076,544,587	4,076,544,587
当年度末残高	13,861,678,440	0	52,995,813	12,038,289	6,594,000	0	0	1,328,598,125	10,000,000	1,410,166,227	13,998,504,209	13,998,504,209	1,273,340,458

平成26年度大阪市市民病院事業欠損金処理計算書

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高	13,861,678,440 ^円	1,410,166,227 ^円	△ 13,998,504,209 ^円
議会の議決による処分類	0	0	0
処分後残高	13,861,678,440	1,410,166,227	△ (繰越欠損金) 13,998,504,209

平成26年度大阪市市民病院事業貸借対照表

(平成26年9月30日)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		7,866,242,426 ^円	
ロ 建物	104,857,599,731 ^円		
減価償却累計額	△ 62,196,838,510	42,660,761,221	
ハ 構築物	572,764,929		
減価償却累計額	△ 232,399,662	340,365,267	
ニ 機械及び装置	265,018,084		
減価償却累計額	△ 208,440,184	56,577,900	
ホ 車両運搬具	85,135,686		
減価償却累計額	△ 57,791,822	27,343,864	
ヘ 工具、器具及び備品	17,663,037,219		
減価償却累計額	△ 12,511,380,208	5,151,657,011	
ト リース資産	14,949,284		
減価償却累計額	△ 7,328,720	7,620,564	
チ 放射性同位元素	58,567,000		
減価償却累計額	△ 5,271,030	53,295,970	
リ 建設仮勘定		316,329,705	
有形固定資産合計			56,480,193,928 ^円

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		1,405,700	
ロ ソフトウェア		1,353,741,520	
無形固定資産合計			1,355,147,220
固定資産合計			57,835,341,148 ^円

2. 流動資産

(1) 現金・預金		4,172,295,903	
(2) 未収金		7,096,348,849	
貸倒引当金	△ 125,363,660	6,970,985,189	
(3) 貯蔵品		466,457,327	
(4) 前払費用		40,862,644	
(5) その他流動資産		1,511,960	
流動資産合計			11,652,113,023

3. 繰延勘定

(1) 企業債発行差金		109,240	
繰延勘定合計			109,240
資産合計			69,487,563,411

負債の部

4. 固定負債		
(1) 企業債	45,301,015,137	円
(2) リース債務	97,860	
(3) 引当金	<u>1,697,929,268</u>	
固定負債合計		46,999,042,265 円
5. 流動負債		
(1) 企業債	4,188,781,893	
(2) リース債務	7,522,704	
(3) 未払金	3,469,157,987	
(4) 前受金	99,564,353	
(5) 引当金	1,194,060,416	
(6) 預り金	<u>668,368,608</u>	
流動負債合計		9,627,455,961
6. 繰延収益		
(1) 長期前受金	31,603,964,393	
(2) 収益化累計額	<u>△20,016,239,666</u>	
繰延収益合計		<u>11,587,724,727</u>
負債合計		68,214,222,953

資本の部

7. 資本金		13,861,678,440
8. 剰余金(欠損金)		
(1) 資本剰余金		
イ 再評価積立金	52,995,813	円
ロ 受贈財産評価額	12,038,289	
ハ 国庫補助金	6,534,000	
ニ その他資本剰余金	1,328,598,125	
ホ 寄付金	<u>10,000,000</u>	
資本剰余金合計		1,410,166,227
(2) 欠損金		
イ 当年度未処理欠損金	<u>13,998,504,209</u>	
欠損金合計		<u>13,998,504,209</u>
剰余金合計		<u>△12,588,337,982</u>
資本合計		<u>1,273,340,458</u>
負債資本合計		<u>69,487,563,411</u>

(財政局財務部財務課)

大阪市告示第318号

平成27年2月24日開議の市会本会議の議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成27年3月13日

大阪市長 橋 下 徹

平成26年度大阪市一般会計補正予算

平成26年度大阪市一般会計の補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,212,950千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,693,847,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(第2部)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰入金		千円 326,728,569	千円 2,212,950	千円 328,941,519
	4 蓄積基金繰入金	20,520,082	2,212,950	22,733,032
第2部	歳入計	434,529,723	2,212,950	436,742,673
歳入	合計	1,691,634,476	2,212,950	1,693,847,426

歳 出

(第 1 部)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		千円 2,838,198	千円 △ 191,175	千円 2,647,023
	1 議 会 費	2,838,198	△ 191,175	2,647,023
2 総 務 費		92,404,411	△ 1,030,774	91,373,637
	1 総 務 管 理 費	13,989,240	152,540	14,141,780
	2 市 民 生 活 推 進 費	3,175,735	52,581	3,228,316
	3 区 政 推 進 費	41,646,939	796,968	42,443,907
	4 契 約 管 財 費	2,282,946	29,815	2,312,761
	5 徴 税 費	13,460,025	149,080	13,609,105
	6 都 市 計 画 費	2,220,048	61,061	2,281,109
	7 諸 給 与 金	14,833,296	△ 2,297,528	12,535,768
	8 選 挙 管 理 ・ 監 査 ・ 人 事 委 員 会 費	796,182	24,709	820,891
3 福 祉 費		431,192,690	251,738	431,444,428
	1 福 祉 費	8,314,356	251,738	8,566,094
4 健 康 費		37,375,459	77,163	37,452,622
	1 健 康 費	5,779,031	77,163	5,856,194
5 こども青少年費		161,132,412	208,502	161,340,914
	1 こども青少年費	17,189,096	228,131	17,417,227
	3 幼 稚 園 費	3,486,386	△ 19,629	3,466,757
6 環 境 費		30,252,354	572,887	30,825,241

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 環境総務費	千円 22,527,568	千円 572,887	千円 23,100,455
7 経済戦略費		10,605,793	40,748	10,646,541
	1 経済戦略費	3,352,321	40,748	3,393,069
8 土木費		17,732,566	427,235	18,159,801
	1 土木管理費	12,962,661	427,235	13,389,896
9 港湾費		4,066,987	132,882	4,199,869
	1 港湾管理費	4,066,987	132,882	4,199,869
10 住宅諸費		4,599,662	158,651	4,758,313
	1 住宅諸費	4,599,662	158,651	4,758,313
11 消防費		32,562,245	1,060,691	33,622,936
	1 消防費	32,562,245	1,060,691	33,622,936
12 教育費		69,235,204	501,150	69,736,354
	1 教育総務費	13,682,078	157,930	13,840,008
	2 小学校費	26,729,989	127,654	26,857,643
	3 中学校費	10,988,725	61,862	11,050,587
	4 高等学校費	13,342,248	130,528	13,472,776
	5 特別支援学校費	2,016,600	23,176	2,039,776
13 大学費		12,368,842	3,252	12,372,094
	1 大学費	12,368,842	3,252	12,372,094
第1部	歳出計	1,294,834,478	2,212,950	1,297,047,428
	歳出合計	1,691,634,476	2,212,950	1,693,847,426

平成26年度大阪市中央卸売市場事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度大阪市中央卸売市場事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成26年度大阪市中央卸売市場事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
	千円	千円	千円
第1款 市場事業費用	10,404,771	41,969	10,446,740
第1項 営業費用	8,136,282	41,969	8,178,251

平成26年度大阪市港営事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度大阪市港営事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 平成26年度大阪市港営事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
	千円	千円	千円
第1款 港湾施設提供事業費用	5,121,672	10,314	5,131,986
第1項 営業費用	4,411,470	10,314	4,421,784
第2款 大阪港埋立事業費用	69,598,590	32,627	69,631,217
第1項 営業費用	7,198,839	32,627	7,231,466
合 計	74,720,262	42,941	74,763,203

平成26年度大阪市下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 平成26年度大阪市下水道事業会計の補正予算(第2回)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成26年度大阪市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)、第2条(5)建設改良事業の概要管渠工事の項中「16,709,100千円」を「16,748,921千円」に、処理場工事の項中「17,028,100千円」を「17,051,951千円」に改める。

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
	千円	千円	千円
第1款 下水道事業費用	93,791,663	173,711	93,965,374
第1項 営業費用	74,303,756	173,711	74,477,467

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書き中「29,794,239千円」を「29,857,911千円」に、「28,386,189千円」を「28,449,861千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
	千円	千円	千円
第1款 資本的支出	76,918,469	63,672	76,982,141
第1項 建設改良費	40,990,000	63,672	41,053,672

平成26年度大阪市自動車運送事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成26年度大阪市自動車運送事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成26年度大阪市自動車運送事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業収益	15,764,272	7,313,681	23,077,953
第3項 特別利益	1,663,513	7,313,681	8,977,194

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業費用	23,112,128	27,947,532	51,059,660
第3項 特別損失	8,809,963	27,947,532	36,757,495

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中かっこ書きを削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業収入	1,278,781	1,351,094	2,629,875
第1項 固定資産売却代金	1,070,983	1,351,094	2,422,077
合 計	1,372,630	1,351,094	2,723,724

(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補正額)	
	千円	千円	千円
第1款 自動車事業費	2,239,547	1,009,142	3,248,689
第1項 建設改良費	365,209	1,009,142	1,374,351
合 計	2,244,157	1,009,142	3,253,299

(一時借入金の補正)

第4条 予算第6条中「10,000,000千円」を「20,000,000千円」に改める。

(重要な資産の取得及び処分の補正)

第5条 予算第9条の次に、次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1	取得する資産	建 物	オスカードリーム 大阪市住之江区 新北島1丁目2番地7 ほか1筆	延床面積 40,450.12 平方メートル
2	処分する資産	土 地	オスカードリーム 大阪市住之江区 新北島1丁目2番7 ほか3筆	8,600.63 平方メートル
		建 物	オスカードリーム 大阪市住之江区 新北島1丁目2番地7 ほか1筆	延床面積 40,450.12 平方メートル
				処分の態様 売払い 売払い